

## いわき都市圏総合都市交通推進協議会運営要領（案）

## （目 的）

第 1 条 この要領は、いわき都市圏総合都市交通推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定に基づき、いわき都市圏総合都市交通推進協議会（以下「協議会」という。）が、事業主体となる事業（以下「自主事業」という。）を実施する上で、協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （事業内容の審議等）

第 2 条 協議会が自主事業を実施する場合には、その事業内容について、あらかじめ協議会の承認を得なければならない。

2 協議会が自主事業を完了した場合には、その結果を協議会に報告しなければならない。

## （予 算）

第 3 条 協議会の予算は、行政等からの補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び自主事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。ただし、年度開始前に協議会を開催できない場合にあっては、会長は、協議会の承認を得るまでの間、暫定予算を調製し、これを執行することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

4 会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

## （予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

## （出納及び現金等の保管）

第 5 条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## （協議会出納員）

第 6 条 協議会出納員は、要綱第 8 条に定める事務局職員が担い、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、いわき市において定められている取扱いに準ずる。

2 協議会出納員は、予算整理簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、前もって監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 監事は、要綱第3条第1項第3号に掲げる委員が担い、協議会の会計を監査する。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の、款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の、款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 運営費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費